

第五回 參議院 外務委員會 會議 錄 第六号

昭和二十四年五月十七日(火曜日)午前
十時二十八分開会

本日の會議に付した事件

○在外公館等借入金整理準備審査会法
案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(佐藤尚武君) それではこれ
から委員會を開きます。先ず在外公館
等借入金整理準備審査会法案を議題と
いたします。この際政府の御説明をお
願いたします。

○政府委員(近藤勲代君) 只今議題と
なりました在外公館等借入金整理準備
審査会法案について提案理由を御説明
いたします。

本案を提出するに当り政府が考慮い
たしました点は次の通りでございます。
す。本法案の対象となつております在
外公館等借入金とは、終戦に際しまし
て日本から外國へ送金できなかったた
め、東亞各地における在外公館、居留
民會等が、在外邦人の救済、引揚等に
要する資金を各地において居留民から
借入れたものでございまして、右關係
の債権者は約二十八万名、借入金額合
計約九億圓と見積られております。本
件借入金の返済につきましても、國會
におきましても諸願、陳情などを採択
し、内閣に対し適當措置するように要
求された経緯もございまして、又引揚
同胞対策審議會も本件借入金の速かな
る返済を要望し、特に少くともこれを
政府の債務として確認する措置をとる
よう政府に勧告されたのでございま
す。

この度政府が本件借入金を調査確認
し、以てこれが整理の準備を進めるこ
とにつき關係筋との間に話がまとまり
まして、本法案を國會に提出する運び
となつた次第でございまして。

従いまして速かに御審議の上可決さ
れますことを希望いたします次第でござ
います。

○委員長(佐藤尚武君) 本案について
御質疑のおありの方は御質疑をお願い
いたします。委員の方に御質疑がなけ
れば私から一つ二つ伺ひたいと思ひ
うのでありますが第一條の二項に「こ
の法律において借入金の確認」とは、
政府が現地通貨で表示された借入金を
法律の定めるところに従ひ、且つ、予
算の範囲内において、將來返済すべき
國の債務として承認することをいう。」
とあります。政府が現地通貨で表示さ
れた借入金を法律の定めるところに従
ひ、予算の範囲内において將來返済す
べき國の債務として承認すると、この
「法律の定めるところに従ひ」というの
は、これはどういふ法律を指している
のですか。説明員の方に。

○説明員(小島太作君) この第一條二
項にございまして「法律の定めるところ
に従ひ」とあります。この法律は、この
法案でいふ確認措置をとられた債務を
現実に返済するときに當つては、將來
更に別個の法律が制定されることを予
期いたしております。その法律の中
で現実支拂の態様とか換算率とか、
その他必要な事項を規定して置くとい
う考案に立つております。

○委員長(佐藤尚武君) それでは續い
てその予算の範囲内において將來返済
すべき國の債務として承認する、そう
すると、借入金がその法律によつて確
認されて、そしてこれをいふ「支
拂」といふ場合には、予算を請求して、
そしてその予算の範囲内で拂つて行
くというわけですか。或いは予算が今
年はこれ切り出ないから、予算が通過
しなかつたから、借入金の一部をその
予算内で拂う、又残つた部分に対して
は翌年予算を請求して拂つて行く、こ
ういふような意味での予算の範囲とい
うのでしようか、その辺のことをどう
ぞ説明員の方に。

○説明員(小島太作君) 只今御質問の
ありました二点のうち後者で行くこと
と考えております。予算の範囲内とご
ざいます。が、法律で定められた方式
に従つて拂う場合に、予算が不足であ
るから打切るといふような意味は全然
ありませんので、予算の予定のつく
ところに従つて逐次決済して行く。勿論
その当初の年度において完済し得るも
のならば、それを以て完済したいとい
う希望を持つておるわけでございます
す。

○委員長(佐藤尚武君) それから續い
てもう一つ。この法律の目的とな
つておる借入金というものは、地域別
いつてどの辺のことをいふのですか、
或いは中國とか或いは南方とか……。

○説明員(小島太作君) このような借
入金の行われました地域は、実は混乱
の時代に起つた事柄でございまして、

その全貌を完全に把握するということ
は今までのところまだ極めて困難であ
ると思ひ上げなければならぬのでござ
います。が、少くとも現地において在外
公館長なり日本人居留民會等の責任者
が本件の借入金を取扱われた範圍にお
きましては、大体において政府にその
概要が報告されておる次第でございま
すが、その報告に基きまして只今まで
現われておる地域は滿洲、關東州、朝
鮮、中國及び南方でございまして、こ
の南方にはフィリピン、佛印、シヤ
ム、マカオ、これだけの地域が判明い
たしておる次第でございまして。

○委員長(佐藤尚武君) そうすると、
審査会には委員六名以内を外務大臣が
任命することになつておるが、
成程今提出された審査会法の参考資
料によると、これらの六人の委員は、
現地において借入金に關係の深かつた
者から選ぶこととならうとあります。か
ら、よく分るのでありますが、そうす
るとこの借入金に關係のあつた人た
ちという、先ず借入れた先の銀行であ
るとか居留民會であるとか、そういう
人たちのことを言うのであらうと思ひ
うのですが、その任命された六人の人
たちが、今御説明になつた全部の地域に
對して審査をするということになるわ
けなんです。多分そうだろうと思ひ
うけれども、念のために伺ひして置
きます。

○説明員(小島太作君) ここに「委員
六人以内」とございしますが、この六
人という数字は、滿洲、關東州、朝鮮、

中國及び南方という大体の区分けをい
たしまして、これを基準に算出したの
でございまして、南方は先程申し上げ
したように地域が多岐でございませ
が、金額の面から行きますと、滿洲な
どに比べて極めて少額でございする
ので、その金額の重要性から勘案して
大体六人ぐらいの中に借入金の現地取
扱責任者等が含まれるかと考えた次第
でございまして。

○委員長(佐藤尚武君) もう一つ御説
明をお願いしたいのは、借入金に關しての
債権者が約二十八万名、借入金額合計
約九億圓となつておりますが、政府の
持つておられる資料によつて、この今
の諸地域の大体の借入金の内訳はお伺
いできます。ですか。例えば滿洲はい
くら、北支はいくらというように大体
のところでのいいのですが、参考まで
に……若しそういう金額の資料をお持ち
にならなければ、何も今言つて頂
く必要はないのですか……。

○説明員(小島太作君) 只今の御質問
に對しましては、現地通貨で答えまし
ようか、それとも大体の換算した邦貨
標準で……。

○委員長(佐藤尚武君) 換算したもの
があれば尚結構です。
○説明員(小島太作君) それでは地域
別に一應の換算率に基いて算出したと
ころを申し上げますと、滿洲が大きな数
字で申し上げますが、六億六千九百萬圓、
關東州が一億三千万圓、朝鮮が七千四
百萬圓、中國及び南方を一括いたしま
して四千二百萬圓、總計で九億一千七

百万円と概算されております。この総計は只今前の数字を小さいところを省きましたために、そのまま合計いたしますと相違が出ると思われま。

○委員長(佐藤尚武君) それから最後に、この法律の施行期日は來年の五月一日までの間において、政令で定めるといふことになっておりますが、來年の五月一日という先が長いような気がするので、勿論それは最大限來年の五月一日にいたすといふことであつて、審議の済み次第もつと早く定められるわけでありましようけれども、その辺政府は、やはり來年の五月一日までからなければ審議ができないとか、そういうお見込みですか。若しくはもつと早くやるつもりであるがとかいうふうな御説明になりますか。私は成るべく早い方がいいと思うのであつて……。

○説明員(小島本作君) この施行期日の点は、この借入金金の整理準備審査会を設けるにつきましても予算を要しまして、関係方面との了解がつかまつた時期は、すでに本年度予算について新らしく要求をすることのできる時期が過ぎておつたのであります。そこで單なる事務機構としての審査をするに於いての費用も予備費も、追加予算では目下の情勢で極めて困難であるといふ見通しがございましたので、一應最も確実なところは、來年度予算に組入れる。併しながらそのときの情勢で追加予算等のことが許されますならば、そのときにおいてもできるだけ早く行うようにする。この含みをもちまして二十五年度五月一日までの間においてという書き現わし方にした次第であります。

○委員長(佐藤尚武君) 外に御質問ございせんか。

○伊東隆治君 私二三お尋ねします。先ず第一條に「これに準ずる団体」とか又は「これらに準ずる経費」といふ文字がありますが、先ずこれに準ずる団体といふのはどういふ団体が當時あつたのですか。

○説明員(小島本作君) この借入金を取扱いました団体は、現地責任者からの報告に基きますと、戦時中から比較的強固な組織を持つておつた民間、民衆等がございまして、地域によりましては、戦前の状況に應じて、到底旧來の組織が維持できないために、多数の避難民が集結いたしました。その間におのずから新しい相互扶助の事業を行つたといふような団体ができ上つた次第でございます。この点は混乱のときでございまして、はつきりといふものに基づいてこの認可を受けておつたかといふようなことは、これに適するところは困難なことが多いのでございまして、その行なつた救済事業、引揚に対する協力といふような面から不特定の多数の避難民等を救済したといふふうに立証できる団体をここで考へておる次第でございます。それは結局全貌が分るまでは、どれをこれに準ずる団体と言ひ得るかが断言できないわけでございますが、その点は後の條文にございまして審査会において検討をするといふことになっております。

それから「引揚費、救済費その他これらに準ずる経費」と申しますのは、もとよりその引揚費、救済費がその大部分を占めてゐるのでございまして、これもそれに関連したどのような費用があつたかといふことは、関係者から証憑資料を提出させることによつて初めて分るのでございまして、大勢の引揚民の引揚救済に直接関連のあつた費用と認められる限り、この法律を以て確認すべき事項に入るのではないかと考へて、準ずる経費としてあるのでございます。

○伊東隆治君 してみると、これらのことも審査会で審査してみようといふことになると思ひますが、この審査委員の任務ですが、第一條には借金の整理のためだといふふうになつておりますが、その借金の整理といふことは、むしろ借入金金の確認といふことがその大部分を占める事項だと思ひますが、この借入金金の確認の問題ですが、これは佐藤委員長からさつき御質問がありました。これは借入金といふものは趣旨として予算の範囲内においては大体、全体返すといふことは全部容認して返すといふ、こゝういふ建前ではこれはできておるのであります。それとどういふ制限的な氣持でできておるのであります。

○説明員(小島本作君) 借入金金の確認の段階におきましては確認すべきものは全額確認するといふ方針に立つておるのであります。これを現実に支拂う場合には又別個の基準を定める法律を予想しておるものでございまして、その法律には恐らく内地在住者が終戦後受けました諸般の金融的措置等が、均衡の問題として、当然この新らしい法律で支拂を定めることに反映しまして何らかの制限が附されるものと予想しております。

○伊東隆治君 その何らかの制限といふのは額に対する制限ではなくて支拂方法に対する制限ですね。

○説明員(小島本作君) 最も大きな制限となり得ると予想しておる点は、最高限度の設定の点でございます。

○伊東隆治君 そうしますと、最高限度と申しますと九億円、この全体の限度を、例えば九億円であればこれを國の予算の關係から大体五億に抑えてしまふといふような点なんですか。

○説明員(小島本作君) むしろ一人の個人の債権額それにおきまして、支拂う最高限度が附せられるといふことでございます。

○伊東隆治君 そうしますと各個人によつて最高限度が附せられるといふことは審査委員会ですらういふことが決めるのであります。或いはその後法律でさういふことの標準が決められるのかと思ひますが、各個人の金を提供した、借入金を提供したのを個々の者に應じての關係をやらうといふわけなんですか。言い換へますと例えばここに甲も乙も十万円ずつ提供した、併しながら提供したといふ事實の確認があればそれらに十万円ずつやればいいのに、さうじゃなくてその個人の例えはいろいろの事情を斟酌してその個人々々について或る者には九万円、或る者には八万円ずつ、同じ十万円提供しても人によつて違ふ。こゝういふ意味なんですか。

○説明員(小島本作君) 債権者個人個人の事情に應じて支拂額を上下するといふ考え方は全然持つておりません。併しながら人によりましては相当巨額な資金を提供したとしておりまして、これを確認の段階においてはそのまま確認したすことになりまして、支拂の段階においてそのまま支拂う額が、内地在住者の立場に較べて均衡が取れてゐるかどうかといふような点を考慮に入れますと、全額そのまま支拂うといふことは甚だ均衡を失ふことになるといふように考へられますので、その方面の考慮から一口について最高限手取りがどの程度になるかといふようなところが標準とされべきだと考へております。但しこの一体確認された債券をかような形で最高限度を設定してしまふことができないかといふことは、まだ若干疑問があるのございまして、只今事務的に考へて見るところでは、いわゆる戦時補償打切といふあの措置に際して取られました方式などが、一案として考へられておるわけでありま。

○委員長(佐藤尚武君) 外に御発言もなければ質疑は結局したものとみなして討論に入りたいと思ひますが、御異議はございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めてこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを頂きます。

○伊東隆治君 本案は当時の嚴格なる爲替下において、在外資本を日本に持つて來ることはできなかったことは我が國のよく承知しておるところであります。そのためにそれらの篤志の借入金金の提供者は、その篤志を以てこれらの金融で在留民を援助した廉を以て、今日事實上その爲替管理による在外資本の國內持込を今日においてなし得たといふような結果になるわけではありますけれども、当時の事情を斟酌いたしましてこれは止むを得ないことであるし、又これらの篤志家の篤志に報いることだと思ひますので私は賛

成するものであります。

○委員長(佐藤尚武君) 外に御発言もなければ討論は終局したものと思ひなして直ちに採決に入りたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めましてこれより採決に入ります。在外公館等借入金整理準備審査会法案を議題といたします。本案に賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決されまし。尙本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑應答の要旨討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認を願うことに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。次に本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられます方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

徳川 頼貞 伊東 隆治
淺井 一郎 伊達源一郎
團 伊能

○委員長(佐藤尚武君) これからの委員会は速記を中止して行いたいと思ひますから御了承願います。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤尚武君) 速記を始め、本日はこれにて散会いたします。午前十一時九分散会

出席者は過の通り

委員長 佐藤 尚武君
理事 徳川 頼貞君
伊東 隆治君

委員

團 伊能君
淺井 一郎君
伊達源一郎君

政府委員

外務政務次官 近藤 鶴代君

説明員

外務事務官 小島 太作君
(管理局総務課長)

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、在外公館等借入金整理準備審査会法案

在外公館等借入金整理準備審査会法案

在外公館等借入金整理準備審査会法案

会法

(定義)

第一條 この法律において「借入金」とは、太平洋戦争の終結に際して在外公館又は邦人自治団体若しくはこれに準ずる団体が引揚費、救済費その他これらに準ずる経費に充てるため國が後日返済する條件のもとに在留邦人から借り入れた資金をいう。

2 この法律において「借入金の確認」とは、政府が現地通貨で表示された借入金を、法律の定めるところに従い、且つ、予算の範囲内

において、將來返済すべき國の債務として承認することをいう。
(在外公館等借入金整理準備審査会)

第二條 借入金の整理に必要な準備をするため、外務省に、在外公館等借入金整理準備審査会を置く。

第三條 在外公館等借入金整理準備審査会(以下「審査会」という)は、外務次官、大藏次官、外務省管理局長及び大藏省理財局長並びに外務大臣が命ずる委員六人以内で組織する。

3 委員長は、外務次官とする。

3 委員は、給與を受けない。但し、外務大臣が命ずる委員は、旅費及び政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)に基づく手当を受ける。

4 審査会の庶務は、外務省管理局において行う。

5 前四項及び他の法律に規定するものを除く外、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四條 審査会は、左の各号に掲げる事項を審査し、外務大臣に対し審査の結果を報告し、及び借入金整理のため適当と認める措置についての意見を申し出なければならない。

一 第五條に規定する借入金確認の請求
二 その他借入金の整理に関する重要事項

(借入金の確認の請求)

第五條 借入金を提供した者(その者が死亡した場合においては、その相続人)は、この法律施行後九十日以内(未引揚者については、

本邦上陸後一年以内とし、この法律施行後現地に於いて死亡した者については、その死亡の確認があつた日以後九十日以内とする。)に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することができ。2 借入金を提供した者は、前項の期間内に確認の請求をしないときは、借入金の確認を請求する権利を失ふ。

(借入金確認証書)

第六條 外務大臣は、審査会がした審査の結果の報告に基づき借入金の確認をしたときは、政令で定める手続に従い、借入金確認証書を發給する。

附則

この法律の施行期日は、昭和二十五年五月一日までの間において、政令で定める。

五月十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、在外公館等借入金整理準備審査会法案(予備審査のための付託は五月十三日)

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局